

## スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件

(昭和62年(調)第17・21号・昭和63年(調)第5号事件)

### (1)事件の概要

ア スパイクタイヤは主として凍結路面における制動性能に優れていることから、積雪寒冷地域の都市部及びその近郊において、モータリゼーションの進展とともに近年急速に普及してきた。

しかし、反面、スパイクタイヤの利用は、これらの地域において「わだちぼれ」、道路標識(白線等)の消失等路面を著しく損耗するほか、道路沿道を中心に多量の粉じん及び騒音を発生させ、最近においては、地域住民の生活環境の悪化及び粉じんによる健康への影響を懸念する声も高まり、大きな社会問題になってきている。

イ 本事件は、まず、昭和62年4月4日、長野県在住の弁護士62人から長野県知事に対し、スパイクタイヤメーカー7社を相手方(被申請人)として、スパイクタイヤの使用によって生ずる粉じん被害の発生を防止するため、長野県内におけるスパイクタイヤの販売停止を求める旨の調停申請がなされ、その後、同年10月24日、長野県から公害等調整委員会に引き継がれたものである。

ウ 長野県知事は申請を受け付けた後、62年5月6日の第1回の調停期日から、8回に及ぶ調停期日を開催したが、その手続の進行過程において、申請人らからは、スパイクタイヤの販売停止に加えて、製造停止を求める主張があった。申請人らは、スパイクタイヤの製造停止は、長野県に限らず積雪寒冷地に共通する問題であると主張し、一方被申請人も、本件が一県のみの問題にはとどまらない旨主張して、双方から公害等調整委員会への事件の引継ぎの要望があった。

これを受けて、長野県知事から、同年10月12日、公害等調整委員会に対し、本事件の引継ぎについて協議があった。

エ 公害等調整委員会は、申請人らの主張するスパイクタイヤの製造停止の問題は、全国的、広域的見地に立って解決する必要があると認め、62年10月19日、本事件の引継ぎを決定した。

## (2) 事件の処理の経過

調停委員会は、62年12月24日、第1回の調停期日を開催し、当事者双方からそれぞれの主張を求めたが、特に、申請人らは「長野県内においてスパイクタイヤを販売し、または販売させてはならない」とする申請内容を「スパイクタイヤの全国的な製造・販売をしてはならない」と変更する旨改めて主張した。

その後、同年12月26日、東北6県在住の弁護士等57人から本事件への参加申立てがあり、また、63年2月24日には、北海道在住の弁護士等150人から同様の参加申立てがあり、調停委員会は、それぞれ同年1月14日、3月7日、これらの参加申立てをいずれも許可した。

調停委員会は、引継ぎ以来4回の調停期日を開催するとともに、同年2月には長野県内での現地調査を行うなど、鋭意調停手続を進めてきたところ、同年6月2日の第5回調停期日において当事者双方及び参加人らの合意により、平成2年12月末日限りスパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末日限り同タイヤの販売を中止する等を内容とする調停が成立した(別記1参照)。

これにより、本調停事件は終結したが、成立した調停条項については、今後引き続き、円滑に実施されることが期待されるため、調停成立と同時に委員長談話を発表した(別記2参照)。

本調停事件の処理過程は、次のとおりである。

昭和62年12月24日	第1回調停期日
63年 1月27日	第2回調停期日
2月25日	現地調査
~26日	
3月9日	第3回調停期日
4月7日	第4回調停期日
6月2日	第5回調停期日(調停成立)

## 別記1

### 調 停 条 項

1 当事者双方及び参加人らは、スパイクタイヤの使用による粉じんの発生が、地域住民の生活環境を悪化させるのみならず健康への影響も憂慮され、さらには道路施設の摩耗及び道路標示の消失を招くなど、社会的に極めて重要な問題を引き起こしているので、これを解決するために、国及び地方公共団体、タイヤメーカー、ドライバー、住民などが一体となって取り組むことが必要であるとの共通認識に立ち、

被申請人は、昭和65年12月末日限り、スパイクタイヤの製造を中止し、昭和66年3月末日限り、同タイヤの販売を中止するものとする。

2 申請人及び参加人らは、国や地方公共団体に働きかけ、スパイクタイヤの使用禁止に関する法制化及び行政施策が図られるよう最善の努力をするものとする。

3 被申請人は、スタッドレスタイヤ等の開発・普及を図るとともに、タイヤ性能等に関する資料を申請人及び参加人らに提供する。

## 別記2

### 調 停 委 員 長 談 話

当調停委員会は、本日、スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件の第5回調停期日を開催し、当事者双方に対し、昭和65年12月末日限りスパイクタイヤの製造を中止し、昭和66年3月末日限り同タイヤの販売を中止する旨の調停案を提示したところ、双方がこれを承諾し、本件調停が成立いたしました。

当委員会といたしましても、当事者双方の熱意と互譲の精神により本調停が成立したことに、深く敬意を表するものであります。

なお、本件紛争にかかるスパイクタイヤによる粉じん発生を防止するためには、本調停により成立した製造・販売の停止のみでは必ずしも十分とはいえず、輸入タイヤ等を含めたスパイクタイヤ全体の使用規制等今後とも引続き検討されなければならない問題が残されていると考えますので、本件紛争の社会性にかんがみ、広く皆様のご理解をいただきたいと思っております。